

湖東の一用水相論から

南北朝期室町幕府における将軍足利義満の水論裁定
附・柿御園山上郷用水沙汰記録

From a Legal Dispute on Water Supply in Koto

MURAI Yuki

村井祐樹

はじめに

国立歴史民俗博物館（以下、歴博）所蔵『廣橋家旧蔵記録文書典籍類』に「貞応二年二月主殿寮下文 外二十通」（広橋九二六）と題された卷子がある。「広橋家所伝文書雜纂」という外題が貼付されているとおり、広橋家伝来の史料を整理した際、必ずしも関連しない約二十点の文書や記録の断簡を成巻したもので、鎌倉時代から江戸時代までの史料を含んでいる。その中に「柿御園山上郷用水沙汰記録^{永徳二}始之」から始まる一紙があり、続く二紙も直接は繋がらないが、関連するものと考えられる（仮に①②③とする）。いずれも一見して記録の断簡だと判断できる。

内容は近衛家領近江国神崎郡の柿御園内山上郷（現滋賀県東近江市）と同国蒲生郡市原村（同市）の堺および用水相論について記したもので、主に①・③によって、相論の存在自体は早くから知られ、地名辞典や関係する滋賀県内の自治体史において取り上げられていて、^①叙述もこれら

がもつとも詳しい。両者の位置については地図Aをご覧いただきたい。

柿御園は東から西に「山上郷」「中郷」「下郷」の三郷に分かれ、本文書の主役である山上郷は、南北朝期政治史において存在感を発揮した、時の近江守護六角氏頼が、康安元年（一三六一）禅僧寂室元光を開基として創建した永源寺のある地として知られている。また近江から八風峠を経て伊勢へ抜けるいわゆる八風街道の通る地域としても著名である。この山上郷・中郷に南接するのが市原庄（村）である。

本史料がこの山上郷側の視点で著されているという前提を押さえた上で、改めて①に基づいて概要を述べると、市原側が「守護」と「禅僧」の権勢により、堺を越え、用水を押領し、数年もめていたのが解決しない。今般この記録の筆者が、近衛家より預所職に任命されたので、まず「本所安堵」の勅裁をもらうことにした（今までも「編旨・御教書并守護之施行等」は得ているが効果なし）。そのための永徳元年十二月付けの申状が写されている。

②は、良全なる者から西明房という僧に充てられた、永徳元年十一月



地図ア (国土地理院ウェブサイトより)

八日付書状の末尾の部分と、用水に分木を設置した前後の事情が記されている。

③は①から二十一年後の応永十年六月十四日に佐々木民部少輔に充てられた幕府御教書の写しで、市原庄土民は従っていないが、以前の施行通りに用水を半分ずつ沙汰するようにとの内容である。

なお簡単に本相論の構図を示せば、左のようになる。

柿御園 (近衛家)

×

市原庄 (守護+禅僧)

湖東という地域において、荘園領主と守護・禅僧とがからみあいながら、二十年以上にわたって幕府法廷における相論や現地における抗争が繰り返されたことがわかれるものの、わずか三通の断簡であり、他に関連史料も無かったため、これ以上の詳細は知りようがなかった。しかし、この度、『広橋家記録』^②に、この三紙と一具のものと思われる史料群を発見した。これは特に題名も付されていない、二十九紙におよぶ袋綴冊子で、前後が全く繋がらないバラバラの状態で綴じられていた(現在は開いた状態で保管されている)。これらの内容を吟味し、歴博分を含めて配列し直したところ、一紙の脱落もない全三十二帖の記録を復元することができた(しかもほぼ全ての帖に紙背文書が存在する)。結果として、歴博所蔵分の三紙には第一丁と第三二丁とが含まれており、両者をあわせることなしに十分な理解を得ることは難しかったといえる。^③

復元なった記録についてあらためて内容を検討したところ、相論や抗争の具体的な経緯のみならず、荘園領主を主体とするはずの訴訟における在地側の能動性や、幕府裁判の進行に関する実態、その裁定の実効性など、多様な問題につながるものであることがわかった。湖東という京都から遠からぬ地域において、最上級の荘園領主である近衛家と、その

預所をつとめる山門僧、一方に守護六角氏とその庇護下にある五山僧という、当該期における新旧の代表的な勢力が登場し、幕府裁判で対峙する。さらにそれに止まらず、双方の在地の関与のあり方が明確に知られるという希有な史料である。

そこで本稿では、この相論の経緯を子細に追い、論所を具体的に特定して相論の展開を整理するとともに、そこから見えてくる在地の主体性を明らかにしたい。さらに將軍足利義満の裁判にかかわる実態をみることで、残された文書によって再構成される制度像を相対化し、室町幕府裁許の効力というものを考えてみたい。

なお、末尾に附録として史料全体の翻刻を付し、以下、これにもとづく記述の典拠を、復原した丁数によって《1オ》(1帖目表)・《1ウ》(1帖目裏)のように表示する⁴⁾。

一、前段階

本記録の筆者は、引用されている文書や紙背文書から、延暦寺山徒の西明房であることが確定できる。既述のように、永徳元年十二月、件の西明房が近衛家から柿御園の預所職(≡雑掌)に任じられたことから、本相論はスタートする。その劈頭に写されている申状には、実は具書が存在していた。それが次の五通である。

- A 応安七年四月七日付 六角(京極)高詮書下
- B 永和二年十二月七日 後円融天皇繪旨
- C 永和二年十二月八日 西園寺実俊施行状
- D 永和二年十二月十四日 室町幕府引付頭人山名義理奉書
- E 永和三年二月三日付 伊庭高貞施行状⁵⁾《以上、2オ～4ウ》

まず第一に、本相論は応安七年(一二三七四)以前から継続していた

紛争であったことがわかる。Aは時の守護六角(京極)高詮の書下。B↓C↓D↓Eは、朝廷経由で幕府に奉書を出してもらった一連のもの。いずれも守護の違乱という主張であるが、同時に金剛寺という寺院が敵対者として記されている。この金剛寺は、守護六角氏頼が、夢窓疎石を開山として創建した禪宗寺院で、六角氏の館(≡守護所)があった場所に隣接していたと見られる(地名が遺る/現近江八幡市金剛寺町)。すなわちこの相論においては、金剛寺≡守護六角氏で、市原村≡事実上の守護領と見て良い⁷⁾。

となると、Aで守護の六角高詮が市原村の押妨を排除するように命じているのは不審であるが、理由がある。この時の守護は本来なら、氏頼の嫡子満高のはずだったが、幼少のため(氏頼は応安三年六月没、満高は同二年五月誕生)、京極氏から来た高詮が一時的に六角氏を継いだ形になっていた。つまり現地からすれば、よそ者が守護になっていたのである。

当時守護の在京が原則となりつつあり、近江においても六角系の被官たちが実権を握り、国内政治を領導していたことは想像に難くない。したがって、現地の事情を把握しておらず、かつ嫡流でもない高詮が文書を出した所で、さして実効性がなかったと考えられる。案の定満高が成長すると、高詮は守護を罷免されるのである(永和三年九月二十五日⁸⁾)。そこで近衛家側では守護からの文書があてにならないと判断し、朝廷に訴えた。その結果がB↓Eである。Eでは一応六角氏の家宰である伊庭氏から文書が出されたものの、効果がなく、相論が継続したからこそ、西明房が雑掌に任じられ、新たに裁判を請け負うことになったのである。これは山門の権勢を利用しようという、いわゆる寄沙汰の一環と見てよからう(註(14)文書参照)。

二、第一次訴訟

永徳元年正月付けの申状を受け、西明房が勅裁と近衛家よりの施行状を獲得することに成功し、これを以て山上郷の人間を呼び出し、相談の上で下知を加えたのが永徳二年四月である。

これを聞きつけた市原側がすぐに軍勢を集め始め、山上側も中郷・下郷の合力を得、両者とも「武者」を雇って、いざ衝突というタイミングで降雨があり、戦闘は当面回避された。そこで翌二十五日、下知に任せ、山上側が用水を取った（用水とは愛智川の支流、渋川から、同じく支流の和南川へ水を引く「堀越井（ほりこしゆ）」のこと（地図ウ参照）。詳細は後述する）。用水を保持し得たのは、山上側が「千騎計」に対し、市原側が「四五百騎」に過ぎず、多勢に無勢で手出しができなかったためであろう。しかし翌日、山上側の軍勢が引き上げると早速市原側が用水を取り始めた。これに対し、その場に居合わせた山上方の地下人と布施兄弟が制止を行ったため合戦となり、布施四郎が死亡、その他数名が負傷した。さらに、山上郷内和南村（現東近江市和南）の下人が婦村中に、市原村方である石塔寺の池田讚岐房なる寺僧に襲われ死亡し、馬・鞍も奪われた。和南村の面々は即座の復讐を主張したが、西明房は、係争中ということもあり、これを禁じた。「大事前少事、如此事中々不可懸目、可打捨之由相宥之、加制禁畢」が西明房の言葉である。《以上、5オ～5ウ》

その後何度か実際の戦闘があったが、いずれも山上方が勝利し、用水を以前のように確保し得た。市原方は、金剛寺を通じ守護に訴えたので、山上方も叡山との縁を活かして（「山門事書・寺家并貫首御拳以テ」、管領斯波義将に訴えることになった。その結果、奉行人を定め、奉行人を通じて訴えるようにとの指示があった。直後に、管領からであろう、奉行を門真左衛門尉（周清）に定めたので、そちらに訴えるようにとの

返答があった。《以上、6オ》

永徳二年夏、そこでまず門真被官の椎名某に渡りをつけ、門真との対面がかない、善処を望んだ。しかしその後、夏の間も度々催促したものの、特に動きはなかった。椎名の意見は「近年はただ料足次第だ。だから料足を払って門真に働きかけよ」とのことだったので（「椎名意見云、当時事者只依料足事ナレハ、出料足門真可相誘之由申之間、」）、地下と相談し、井上讚岐（金融業者か）に二十貫を借金し、六月十八日、十五貫を門真、三貫を椎名、他へ二貫を送り、門真には勝訴の折には総額三十貫、手付けとしてその内の十五貫を送るので、よしなに計らって欲しい旨伝え、了解を取り付けた。

一方、金剛寺も「山上郷が狼藉を行った」と虚偽の訴えをおこし、まふんと管領から守護充ての御教書をかすめ取り（西明房の預所就任以降、市原側が幕府から文書を得たのは今回が初めてである）、用水を下し、それだけでなく、山上の百姓を打擲に及び、通路も塞ぐという実力行使に出た。《以上、5ウ～7オ》

これを受け、市原方の狼藉を差し止めるの旨の御教書を獲得したものの（七月廿三日付、西明房が幕府から文書を獲得したのは初めて）、その効果もなく、守護方が市原を蠱負し、現地惣政所（＝守護所カ）に市原への合力を命じたので、郡使（＝六角被官目賀田氏）自ら下向し、用水を下し取った。《以上、7オ～7ウ》

守護充ての御教書では埒があかないと判断した山上方は、本所である近衛家を通じ直接將軍義満に訴えた。近衛家に仕える殿上人平親良から、西明房にこの間の事情を知らせてきたのが左の二通の紙背文書である。

（前略）

一、山上沙汰事、先日^{（足利義満）}上御所へ被申候しかとも、折節御指令之時分にて、不被申御返事候間、重昨日被進兼康朝臣候之處、守護さ様

の狼藉以外^二被驚思食候、嚴密以使可問答守護方由、慇懃^二被申御返事候間、目出候、重猶々^一自守護旁違乱事候ハ、承候て上御所へも可催促申候、諸事重可申承候也、恐々謹言、

八月四日 親良(花押)

〔西明房御房 親良〕《7紙背+4紙背》

〔西明房御坊 親良〕

委細承候了、抑山上事、三日自武家御返事進之候、如此嚴重被申候之間、敵方へ被成御教書事あるましく候、只守護自由^二申掠候歟、地下沙汰人等をもとし候はん料にて候らん存候、^{〔惟宗行冬〕}権大夫并権名状進之候、如此大事沙汰にて候を、毎度御状計にて候とて、権大夫腹立候、又自御所^{〔近衛通嗣〕}も可被申候、ふと可有御出京之由被仰下候也、恐々謹言、

八月六日 親良《28紙背》

一通目は、親良から「上御所(≡足利義満)」に、この相論につき言上したところ、たいへん驚かれて、守護の狼藉はけしからん、厳しく申し付けるとのご丁寧なお返事であった。それでもなお守護が違乱するならば、重ねて「上御所」に催促するという内容。

二通目は、八月三日に義満から守護の違乱を止めるようにとの指示が出たので、敵方へ御教書が出ることはなからうが、守護は勝手に地下を脅しまわるだろう。このような大事な案件を文書だけで済ますのは問題だと、同じく近衛家に仕える諸大夫惟宗行冬が言っていて、御所様(近衛道嗣)も同じお考えである。ともかく上洛するようにとの仰せであった旨を、西明房に伝えている。

右の事態を受け、近衛家に付度したのであるうか、奉行門真も、これは大事(おおごと)の案件なので、実際に使節を現地を下して、調査す

る必要がある、誰か希望する人物はいるか、と言いつ出した。西明房がこちらに知音はないので、門真が指定してくれるよう申し入れる。その結果、永徳二年十二月矢嶋祖孝と市満明に決定した(十二月廿一日付け矢嶋・市あて御教書)。この時点で、文書の発給のみでは解決せず、実際に幕府使節が現地を下って調査するという新たな段階に立ち至ったのである。《以上、7ウ〜8ウ》

翌永徳三年正月、この現地調査を命ずる御教書は金剛寺が受け取り、二十三日それぞれに届けた。二月三日に、両使が現地に下向して検知するとの報があつたので、西明房は急ぎ柿御園下郷に下った。矢嶋の代官(浅田)がちょうど八日市に滞在していたので、翌三日に向いて事情を説明したところ、市の代官が到着すれば早速検知を行うとの話であつた。市の代官内山は三日に金剛寺に着き、四日に金剛寺で宴席があつた。すなわち両使とも代官を派遣したのみで、本人はやってこなかったのである。

翌五日、西明房は金剛寺僧、両使代官とともに現場の用水の井口に赴く。その場で山上・市原両者はそれぞれ言い分を主張した。山上方の「云口」は左衛門尉信清と性音であつた。現場を見た後、両使代官を招いて饗応し、事情を説明した。翌六日、八日市において代官に絵図等を渡し、さらにそれぞれに二貫文と榿を与えた。

西明房はそのまま京都へ上り、両使(矢嶋・市)へ調査終了の旨を直接連絡した。一方で、両使代官は八日市場の飯尾宿で、注進状についての相談を行ったが、そこには金剛寺僧が同席していたとのことだった。そうであれば、金剛寺僧の口入で、両使の注進はきつと不正を行うと予想された。そこで西明房は先手を打ち、もし(將軍に)正しい注進を行えば、それぞれに十貫文ずつ送る旨を伝え、前払い分として、五貫文ずつ遣わした。《以上、8ウ〜9ウ》

代官の報告を受けての矢嶋・市の注進状は二月十五日に出され、奉行

人のもとに届けられた。矢嶋の注進は（西明房から見て）正しかった（＝山上郷に理あり）が、市の注進は虚偽であったので、矢嶋のみに五貫文を送った。

このような状況で、奉行被官椎名より、両使ではなく、「何トシテモ」奉行（門真）に直接働きかけた方がよいとの話だったので、三結の他、約束した分の残りから八貫文も遣わした。《以上、9ウ〜11ウ》

しかし、その後金剛寺方より両使に働きかけがあり、市原有利の裁定が下るらしいとの情報を掴んだ西明房が、矢嶋へ問い合わせたところ、「私は山上方に理があると注進したのだが、金剛寺方として、春屋妙葩の書状を持った上で、南禅寺長老と金剛寺長老が訴えたので、將軍様から（矢嶋の）注進はおかしいので出し直せと言われてしまい、やむなく思ってもいない注進状を書くことになってしまった。しかし、奉行門真へは、山上方に理がある旨は伝えてあるので、改めて近衛様から申し入れて欲しい」との返答であった。

あまりにひどい話であるので、この書状を門真に見せたところ、「そうであるならば、敵方の注進状は無効であろう。しかも後から出した注進状はまだ（裁判にかかわる）奉行人に届いていないらしいので、奉行に聞いて見る」との話。《以上、11ウ〜12ウ》

一方で現地においては、連日合戦が行われており、互いに用水を切り落としていたが、二月九日付で、郡使目賀田あてに、山上の狼藉を排する旨の守護書下が出され、これにより、目賀田が出張し、用水を取り、警固の者を据え置いた。目賀田が引き上げた後は、問題の井口に市原庄民が城郭を構え、人数を籠め置いた。このままでは、水が取れないので、西明房が城を攻め落とすように下知を下した。《以上、12ウ〜13オ》

永徳三年四月、相変わらず事態が進展しないので、改めて現状の打開を要望したが、次の百姓名義の言上状（紙背文書）である。

目安 柿御園三ヶ郷百姓等謹言上

右、山上郷用水御沙汰遅引之間、耕作之違乱歎存之処也、急速被經御沙汰、御落居一途被仰下、可住百姓等安堵之思者也、然而今月十二日午刻、金剛寺衆僧二人并市原百姓等打越彼井口、截落井溝、致種々之狼藉畢、又去月差塞通路、奪取鎌以下、御沙汰未断之間、及度々中間狼藉、此上者以御下知違背之篇、可預御成敗之旨、不被廻時日、為被經御沙汰、粗目安之状如件、

永徳三年四月 日《18紙背》

市原の非道を具体的に訴えている。作成者は西明房であろう。ほぼ同じ頃、前掲の平親良が裁判まわりの様子を知らせてきたのが次の書状である。

御文くハしくうけ給候ぬ、さたの事ハ（惟宗行冬）こんの大夫に申たんし候、（西真房通）かともハ十二三日ころにかならずしゆし申候へきよし申候、しゆしのひ、（足利義満）しやうくんへ御つかいをまいらせられ候へと、かともかもとより申たひて候ほとに、（近衛道嗣）御所へそのしさいを申入て候へハ、しさい候ましきよしおほせ候、また九日のひ、しやうくんへこの御所を御申まいらせ候、御ともにまいり候へと申うけ給候ほとに、けいくわい申ハかりなく候、（中略）

四月四日 親良《15紙背》

奉行門真が、近衛道嗣からも將軍へ働きかけをして欲しい、と依頼して、全く仕事をしていない訳ではないことが窺える。

永徳三年夏、西明房は、京都での交渉を行う一方で、現地においても采配をふるっていた。山上郷から「このような争いは一度や二度ではなく、年中おこっていて、加勢を頼むのも費用がいる」と言ってきたの

で、満作すればという条件で、毎年三十石を五年間与える事にした。このようにして態勢を整え、六月十八日に、市原勢が籠もる城郭に攻め寄せた。午前中は分が悪かったが、午後に巻き返し、城を落とし、籠城の張本を討ち取り、勝利をものにした。しかしその後再び、守護方により、城が築かれ、市原庄民が立て籠もった。

同三年八月、依然として埒が明かないので、またまた幕府に訴えたところ、城を破却し狼藉を鎮めよとの御教書の獲得に成功した（八月十五日付、西明房が幕府から文書を得たのは二度目）。《以上、13オ〜14オ》

そこで早速城を落とし、庄民を追い払ったが、裁許があっても一向に事態が動かないので、奉行門真の被官椎名に相談したところ、「どうせ（大部分）支払ってしまっているのだから、約束した分の残りも払うのがよい」（トテモ出懸タル物ナレハ、一向ニ約束分残ヲ出アクルヘキヨシ申之間、）とのことだったので、やむなく七貫文を遣わした。これで当初約束した三十貫文は全て支払ったことになる。

それでも一向に解決せず、椎名は田舎へ下ってしまうし、門真の返事も変わらず不誠実なので、十二月に門真のもとへ直接出向き、他の人へ頼むからもういい、と言いつけて、預けていた裁判用の具書を取り返した。すると、三日後に門真から、一両日中に訴訟を行うから、もう一度具書等を預けてくれないかと言ってきた。仕方がないので、再び預けることにした。《以上、14オ〜14ウ》

現地では、永徳三年中度々合戦になったが、ことごとく山上方が勝利したので、用水は山上郷を潤すことになった。問題の井口から市原に水は落とせなくなり、今年の夏大水の時、「故川レツケツ所」へ水路を掘ったので、ますます山上郷に水が流れるようになった。《以上、14ウ》

至徳元年（二月改元）も春の初めから合戦に及び、前年と同様に守護から、用水を取り、山上郷民の濫妨を止める文書が出たが、山上側も近衛家から下知をもらっているから、用水はこれまで通り確保すると返答

したところ、郡使目賀田は腹立ち紛れに和南寺に放火していった。⁽⁹⁾よって、再び近衛家を通じ將軍に申し入れたところ、將軍直書と御教書を得ることができた（西明房が幕府文書を得たのは三度目）。

同年五月、しかしその甲斐なく、依然として守護の市原鼻原は続き、五月四日付で同様の書下が出された。これに基づき、守護方が軍勢を催そうとした折から、隣郡の日野牧で紛争があり、守護被官の三井・蒲生勢が動員されたため、軍事行動は未遂に終わった。《以上、15オ〜16オ》

その後も金剛寺方から度々警固要請があり、業を煮やした山上方の脇入道なる者が、京都の六角氏のもと（守護所）に乗り込み、「裁判が行われている最中に、市原方を警固するとは『中間狼藉』である。守護としても金剛寺としても甚だけしからんことではないか」と啖呵をきったところ、その後はおとなしくなったという。《以上、16オ〜16ウ》

三、第二次訴訟

右のように裁判が継続していた至徳元年六月、奉行の門真、その被官椎名がともに没した。以下は西明房の言葉。「料足を受け取ったのに何もしなかったから天罰を受けたのだ。また両使に任命された市も、不実の注進を行ったので、これも去年他界した。本所に対し不忠を働けばみなこうなるのだ。憤りの大きさが窺えよう。

門真の死を受け、新たな奉行が指定されることになった。雅楽民部左衛門尉（三須季信）である。雅楽が、（義満にか）訴訟の内容を披露したところ、「昨年の注進状はいい加減なものであったので、信用できない。ついでには新たに優秀な人物を選ぶように」との沙汰があった。そこで使節候補五名を提示したところ、賢者ということで、治部則榮と布施基連が選ばれた。今回は義満の直々の指名で、両者とも奉行人である。

《以上、16ウ〜17ウ》

早速、治部・布施両者と面会し、心付けを渡そうとしたが受け取らな

かった。これは「自公方給糧物、自両方雖為少事、取料足之由、被及聞食者、可有御罪科之由」との將軍よりの下知があったためとのこと。さらに、真正に任せて注進するようにとの命もあった。將軍が直接関わる事案だからであろう、今度は代官ではなく、両使自身が下向することになった。《以上、17ウ》

同年六月二十〇二十二日の日程で、代官ではなく両使自身が八日市に下向することなので、(西明房は)二十日万事を差し置いて下郷に下り、到着を待った。しかし両使が遅くなりそうなので、二十二日に山上郷へ行き打ち合わせをし、二十四日に八日市近傍の(下郷の)殿村(現東近江市外町)に戻った。同日に京都から古絵図と野村堺についての証拠文書が届いた。これは建武三年十一月廿七日付けで、今回の訴訟案件である用水ではなく、柿御園中郷の野村の堺という別件での打渡状⁽¹⁰⁾で、五十年以上前から争いが続いていたことを示す文書である。《以上、17ウ～18ウ》

同日の晩に両使が八日市に着き、翌二十五日早朝に両使に古絵図を見せ、事情を説明した。両使が「まず今日は両方の百姓を召し寄せ尋問することにする」と言うので、山上方からは性音等が答弁を行った。

翌二十六日、両者から起請文を出し、当日来た者は、両使の面前で判を加えた。当然ながら、何れも自らの正当性を主張したのだが、争点は境界と井水の帰属で、中でも注目すべきは、境界となる「夷大路」「古夷大路」を具体的に指定している点である。なお現地比定等の詳細については後述する。さらに柿御園側の起請文には、当事者の山上郷民のみならず、中郷・下郷の間も署名している(署名者三十人の内中郷が四名、下郷が五名)。これは郷内のみで完結しない、荘のつながり・連帯を窺うことのできる事例である。《以上、18ウ～20ウ》

翌二十七日早朝、両使を含めた一行は現地に赴き、山上・市原両者が検知の順番を決めるため鬮を引き、結果山上が先となった。その時の

様子は次の通り。「井口ヨリスコシ北二壇一在之、於之両使令検知、両方百姓等各起請ヲ二枚充書之、即於当座一枚焼之、入而堺土両方共飲之畢」起請文を焼いてその灰を飲むという習俗は広く知られているが、相論の該当地の土を灰に混ぜて、当事者お互いが飲むという行為は聞いたことがない。極めて興味深い慣行と言えよう。

さて、山上側が主張する堺を調べた後、西明房から榎を提供したものの、ここでも両使は受用しなかった。義満の命令が効いている。次に市原の主張する堺を確かめに行ったものの、道は存在せず「藤原」へ入ってしまったので、両使は立腹して「野道」へ上がり、その後八日市へ戻ってしまった。

西明房は八日市において両使を慰勞し、「今日御心勞之由其礼」を申した。同時に両使に絵図・案文の写を渡したが、その際の雑談で「無謂ヒ、ウヲ失ト指申」と両使が言うので、あらためて市原方の起請文の失を詳しく指摘した。

翌二十八日、両使は上洛し、西明房も坂本へ帰った。二十九日、西明房は上京し、治部・布施連名の注進状が奉行雅楽へ提出されたので、その内容を確認すると「然而所見及之地形、相似本所雜掌出帶古絵図候」と、山上方に理がある旨が記されていた。あわせて西明房からも古絵図を奉行に渡した。《以上、21オ～23オ》

ところが至徳元年五月二十七日、石清水八幡宮の神輿が動座する騒ぎが起こったため政務停止となり、しばらくお預けを食うことになる。

約二ヶ月後の至徳元年八月六日、急遽連絡があり、義満御前にて沙汰を行うことになったとのこと。審理にあたっては、実際に義満自ら臨席し、奉行の説明を聞き、絵図も確認した。その結果、義満は山上方に理ありとしたが、寵愛する六角満高を無下にできず、折中にすべしとの裁定を下した(「本所御理運之由室町殿有仰之云々、雖然寺家又一円無足モ乍僻不便之上者、以別儀可折中之由」。これを受け、折中にせよとの

御教書が治部・布施両者に出された（八月六日付）。《以上、23オ～23ウ》西明房は判決の礼として、奉行雅楽へ十貫、小奉行三上へは三貫を遣わす。それとは別に証拠書類の裏を封ずる際にも少々渡し、さらに「後訴（＝事後処理か）」のため両使にも五貫ずつ送ったが、治部は受け取らず、布施は受領した。

その後、現地の用水に分木を懸けるため、両使にも立ち会ってもらうと下向を願ったが、両使は面倒がり、京都で手打ちをすれば、その旨の下知を下そうとのことだった。ところが金剛寺僧が敗訴に腹を立て出頭しなかった。そうであれば、下向しなくても現地で和睦、決着ということにし、分木を懸ければよいと両使が言った。そこでこの旨を市原へ伝えたところ、至徳元年十一月八日の武蔵房という市原方の人間より市原庄の言い分が届いた。そこには「くはう御けちのしたにて候へハ、山上郷ニハふん（分木）きをかけて、ようすいお（ん）ふん（水）ニわけられ候へきよし、おほせ候ふん、くれく申て候へハ、こんかうしよりも、はん（半）すい（水）の事ハかなうましきよし申され候、いちわらもふつとはんすいハうけとり申ましきよし申候、おさへてふんきおかけられ候ハ、ゆみやおとり申候へきよし申候」と記されていて、市原側は、義満直々の裁定であるということ十分に認識した上で、全く従おうとはしなかったのである。今回も両者の和睦はならなかった。

しかし、山上側は將軍の裁許が下った上での勝訴だからと、十一月九日、井口のある和南山に登り、その松から分木を作り、「市原井口スコシ上レツケツ所上程」に懸けたが、同日夕刻に市原が乱入、分木を捨て、判決を認めない旨を主張した。後日この一件を目安に載せ、またまた奉行に訴えることになるのである。《以上、24オ～25オ》

四、第三次訴訟

至徳二年、前年冬より当年春迄は特に大きな動きはなく、大略満作で

あった。しかし四月二十八日、市原より用水に攻め入り、溝を切り落としたことにより、五月十日比まで毎月合戦となる。そのため耕作不能となったので、中溝と堀越に警固の者を立てたところ、いささか静謐となった。

同じ頃、中郷・下郷の者が山に入ろうとすると、市原方が妨害し、鎌・鞍等を奪い、山上への通路を塞いだ。乱悪が余りにひどいので、中・下郷で一揆して市原の者が市（八日市庭カ）に出られないようにした。と同時に幕府へも訴えたところ、再び両使（今回は矢嶋と小串下総守）を下して、用水を確実に折中し、狼藉を止めるようにとの御教書が出された（五月七日付、西明房が幕府より文書を得たのは四度目）。《以上、26オ～26ウ》

同年七月四日、西明房は下郷へ下向し、五日に矢嶋の代官浅田が、六日には小串の代官芝原が八日市へ着く。同日に両使代官、左衛門尉（前回云口を勤めた信清であろう）と共に山上郷へ向かった。翌七日、現地井口において、用水を折中し、分木を懸けるよう、市原へ問答したが、金剛寺僧と市原百姓等が「雖為御裁許、於半水者、堅不可用」と強く言い放った。それではということ、両使が、この井口を塞ぐか塞がないかの相論につき、起請文を出すように命じたところ、市原方は出さず、山上郷のみ提出した。起請文を出さないこと自体、市原側が自らの行為に理が無いと認識していたことを雄弁に物語っている。

翌八日早朝に、山上の起請文を二通調べ、それを両使代が一通ずつ持って帰って行った。代官には二貫文ずつ、中郷・下郷の者たちに五百文ずつ与えた。八日以前から十一日まで大風大雨で洪水。西明房は十三日に坂本へ戻った。今回の注進状は西明房に送るように矢嶋に言っておいたところ、十六日に届いた（七月十二日付）。《以上、26ウ～29オ》

ここで記録自体は終わる。公的には山上郷の勝利であったが、それで解決するはずもなく、現地での紛争は止むことがなかった。

五、その後

本記録の末尾に、左のごとく至徳二年から六年後の応永二年以降の幕府御教書ほか写されている《以上、29ウ～32オ》¹²⁾。

応永二年三月二十七日 市原違乱排除の御教書（六角満高あて）
応永四年七月八日 市原違乱排除の御教書（六角満高あて）
応永九年十月三日 市原違乱排除の御教書（六角満高あて）

内容がほぼ変わらないことから推測すれば、市原側の違乱は一向に収まらず、文書の充先である六角満高も、お座なりな対応に終始していたであろうことが窺える。この背後には義満の有形・無形の支援があったとみてよからう。

業を煮やした山上側は、応永十年、前守護の京極あての文書を発給してもらい、事態を打開しようとした。この時点で守護が変わったという徴証は無く、六角充てに出しても無意味だということから、少しでも実現可能性がありそうな京極充てで出してもらったということであろう。とするならば、本文書は、幕府御教書の充所が必ずしも現任の守護であるということにはならない一証左とならう。

応永十年五月二日 市原違乱排除の御教書出る（京極高光あて）
応永十年五月十四日 両使よりの注進状
応永十年五月十六日 高光よりの注進状
応永十年六月十四日 市原違乱排除の御教書出る（京極高光あて）

《以上四通、31オ～32オ》
この時は両使が派遣されて、現地において裁定を行おうとしたようであるが、やはり解決に至ることはなかった。本相論の一応の結末につい

ては『満済准后日記』応永二十二年四月二十八日条で確認できる。¹³⁾

廿八日、乙未、天晴、山訴落居、相論用水・堺等被付山上、市原在家一両破出、被焼由云々、

比叡山の訴訟問題が解決し、その一環として、本相論にも裁決が下された。最終的に山上方の勝利で、その証しとして市原庄内の建物が焼かれているが、これとても一時的なものにすぎなかったことは、約二十年後の永享年間に紛争が再燃し、湯起請にまで及んだものの解決せず、さらには江戸時代においてもこの相論が続いていたことが証明している。¹⁴⁾

【相論の争点と論点】

右の相論の経緯を踏まえて、第二次訴訟の際に提出された両者の起請文を分析すると、それぞれの主張が浮かび上がり、争点も明らかになる（18ウ～20ウ）。以下、堺と用水の二点について見てみよう。

〈堺〉

比定不能な地名もあり、方角についてもやや不審だが、お互いがそれぞれ都合の良い主張をしているという前提で地図に落とすと、以下の道を得られる（地図イを参照）。

A 山上の主張する古夷大路

破塚↓上野林北腰↓上津畑

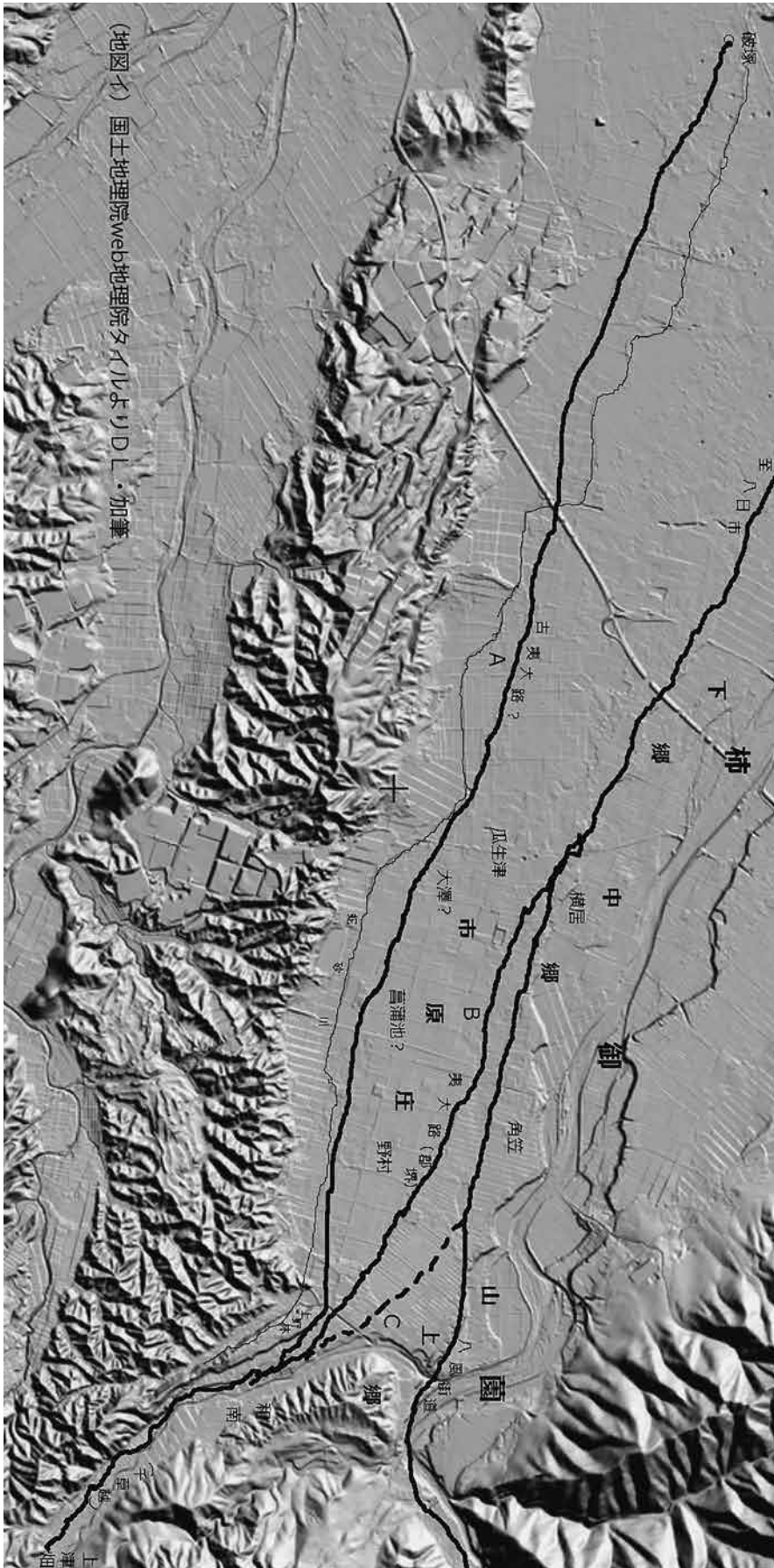
※瓜生津の辺りの記述に混乱が見られる

B 夷大路（山上道）⇨郡堺⇨千草越

C 市原の主張する夷大路（八風街道・ただし途中から不自然に南下）

八日市↓横井（横居）↓角笠

Aの破塚は現東近江市西部にある市辺の古名で、ここから上野林の北側を通り、同市東端の上津畑（甲津畑）まで結ぶ道だとすると、現在市



地図イ (国土地理院 web 地理院タイルより DL・加筆)

原道あるいは玉緒道と呼ばれるAに該当するであろう。仮に破塚から北に迂回して八日市を通るのであればその旨を記するであろうから、古夷大路とは破塚から上津畑までの最短距離を通って、千草峠へ向かう道であったと考えられる。

次にBは、八日市から東進し、横居（現東近江市御園）辺りで南東方向に向きを変え、上津畑まで至る道で、当時の神崎郡と蒲生郡の郡境であった。現在山上道と呼ばれているが、中世においては上津畑からさらに東方向に進み、千草峠（現根の平峠）を経て伊勢に至る、いわゆる千草越と呼ばれる街道であった。当該期はこの道が両者の堺であったと見てよからう。

なお、戦前地方誌の最高傑作とされる『近江蒲生郡志』⁽¹⁸⁾には、夷大路の項目を立て、市辺（破塚）から蛇砂川沿いに甲津畑まで通る市原道のことだと書いてある。とすればA（＝古夷大路）であろう。一方で八日市を通って甲津畑に続くとも述べていて、これはB（＝夷大路）となる。つまり、近代において夷大路自体がよく分からなくなっていたらしい。一方、江戸後期（一八〇〇年代）に作成されたとされる「蒲生郡絵図／内務部第6課地理掛書類編冊」⁽¹⁹⁾には、神崎郡界が「夷街道筋」と記されていて、これはBのことである。

Cは、途中角笠までは、八日市から愛智川に沿って東に進み、そのまま水源寺を通り八風峠を越える八風街道と重なっている。しかし市原側の主張によると、現同市山上町から南下して上津畑に至る道ということになっているが（地図の破線部分）、ここに道が存在しなかったことは、前述のように両使が怒って検分を切り上げたことから明らかである（21ウ）。

起請文において山上側が、旧柿御園中郷内であったと主張する大澤・瓜生津・野村・菖蒲池はいずれもAに沿った地域にあり、引用文書（18オ）に見える、「野村」は柿御園領であったという記述を併せて勘案す

ると、建武の段階では、柿御園領はAを南の堺としていた可能性が高い。とするならば、およそ五十年ほどの間に、市原がその荘域を北に向けて広げ（A→B→C）、柿御園領を侵食してきたという推測ができれば、これは、その後ろ盾であった、守護六角氏の勢力拡大と軌を一にする現象と捉えることはできないだろうか。

（井口）
井口＝取水口については、起請文において山上側が「堀越・和南川用水」、市原側が「堀越井・洲河之用水」を自らが用益していると主張していて、「堀越（井）」が対立点であることがわかる。問題となっている「堀越（井）」は、前述のように、愛智川の支流渋川から水を引く用水路で、これが途中で山上村側と和南川に分岐し、和南川からさらに井ノ谷用水（井ノ谷川）を経て、市原を潤している。この分岐の部分を通る争いであったと考えられるのである。しかし（地図ウ）を見れば一目瞭然であるが、堀越井も分岐地点も山上郷和南村の内である。⁽²⁰⁾市原側の主張する洲河とは谷を挟んで反対側に位置しており、洲河は市原領であるが、堀越井も市原領とするのはいかにも無理がある。したがって用水についても山上側に理があったと見るべきであろう（地図ウ参照）。

以上の二点とも、市原側に非があると読み取れるが、これは記録者が山上側だったからというだけでなく、（市原が）守護の権威を背景に、新たに領域拡大を図っていて、実際に両者の摩擦を当該期に生じさせた最大の原因であったからであろう。

本稿の最後に、本相論から浮かび上がった重要な点を、いくつか指摘してまとめておこう。

一つ目は、御教書等の権力側の文書のみからではわからない、在地の主体性である。守護充ての幕府御教書は、往々にして「守護の違乱」という文脈で理解されがちである。しかし本記録を読めば、主体はあくま



地図ウ『永源寺町史 通史編』付図より引用・加筆

在地側（山上・市原）で、いわば下からの突き上げで、幕府から文書が出され、かつ守護が動いていたことが明白である。表に出ている文書は必ずしも実態を正確に反映したものではない。

次に、南北朝期室町幕府の裁判システムについてである。これには膨大な先行研究があるが、本事例はその中においても、裁判経緯の細かい点までを明らかにできる特異な位置を占める案件と言えよう。奉行（訴訟担当者）・両使の指名・任命方法や、裁判費用（賄賂）の実際についても生々しく記されている。さらに本相論における両使は、いわゆる遵行や打渡しを行う使節とは異なり、現地の実態を調査して、その内容を幕府（將軍）に報告することのみを任務としている「実検使」である。⁽²¹⁾ 実検使については御成敗式目三六条にもその職掌が記され、鎌倉時代の事例においては具体的な検討もなされている。⁽²²⁾ しかし、南北朝においてはほとんどその動向は知ることができず、本事例は極めて注目すべきものと考ええる。

三つ目は、右を踏まえた上での、義満の具体的な裁判への関わりが記されている点を挙げる。自ら証文や絵図を検分して、判断を下す姿は本史料により初めて明らかになったのではないか。そしてその下した裁許も、多分に恣意的なものであったことが、本事例から明確に浮かび上がる。しかしそのような義満直々の裁定も、現地においてはほとんど役に立たなかったことは縷々述べてきた通りである。本史料に見えるだけでも、西明房は四度も幕府から御教書を得ており、記録が途切れた後十五年ほどの間に、（西明房が関わったか否かは不明であるが）山上郷は四度も御教書を得ている。にもかかわらず、相論は解決せず、結局両者の争いは後代まで続いていく。効果が無いと分かっているにもかかわらず、かなりの手間暇・費用をかけて文書を獲得しなければならなかったのである。このような事例を見たとき、一つ目に指摘した在地の主体性と表に出る文書の乖離ともかかわるが、幕府御教書があるからと言って、幕府の支配が

及んでいた徴証とするには慎重にならざるを得ない。

無論、中世の訴訟は当事者主義で、文書を獲得した者が自力で行動を起こさないうり、問題の解決にはつながらないことは、周知に属することであり、拙著においても指摘したところ⁽²⁴⁾で、あえて贅言を費やす必要はないかもしれない。しかし、近江という京都に近接する地域で、南北朝期の最高権力者である將軍の文書をもつてしても、訴訟当事者にとっては「ないよりはまし」という程度の価値しか持ち得なかったという事実は、強調してしすぎることはないものと考えられる。

おわりに

最後に、繰り返しとなるが、本相論の注目すべき点と、今後の課題について簡単に述べることで結びとしたい。

何よりも、南北朝時代というかなり早い段階での用水相論の事実関係が詳しく記されている点⁽²⁵⁾があげられる。村落間の用水相論についての事例は、十五世紀以降のものがほとんどで、南北朝期のものは、管見の限り極めて珍しい⁽²⁶⁾。しかも、相論における在地勢力の実力行使を含めた実相と習俗を詳細に窺うことができるのである。

これだけでも価値のある事例と言えるが、前章末尾でも述べたように、村落史のみならず、將軍を含めた幕府内部の動向も知ることができる、政治史・制度史研究にも裨益する相論と評価できよう。加えて登場人物も多様である。最高権力者である將軍義満から、守護、奉行人以下の幕府関係の人間、在地における沙汰人層や下人に至るまでその姿、動向を知ることができる。これも大きな特徴の一つである。

今回は筆者の能力もあって、近世まで十分な目配りをする事ができなかったが、絵図を含めた近世文書や残された地名を検討することで、本相論の実態のみに止まらない、当該地域の歴史を、より多角的に把握することが可能になるであろう。

註

(1) 角川・平凡社の各地名事典、『八日市市史 中世』(一九八三年)、『永源寺町史 通史編』(二〇〇六年)。

(2) 個人蔵。

(3) 前掲①が第一帖、②が第二十五帖、③が第三十二帖に当たる。

(4) 当該史料と広橋家との直接的な関係は見出せないが、近衛家領に関する訴訟史料が同家に祇候した広橋家に残されることは必ずしも不思議ではない。

(5) DとEの間に六角(京極)高詮遵行状が存在したはず。

(6) 『翰林胡蘆集』(『大日本史料』八編之三、一五二頁、文明元年是歳条、『法語集』(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)「江雲寺殿四品前霜台光室龜公大居士大祥忌拈香」。

(7) なお、後年の史料によると、金剛寺の本家は天龍寺三合院で、このことも夢窓疎石との繋がりを裏付ける。

(8) とはいえ満高はまだ九歳に過ぎないが、それでも守護に任じた点に、義満の寵愛の深さをうかがい知ることができよう。

(9) 和南寺は現東近江市和南光明寺に吸収されたと考えられる。『光明寺文書』全七通が遺る(東近江市指定文化財、史料編纂所架蔵写真帳671.61.136)。なお、『陽明文庫所蔵文書』に頼昭僧正注進状という文書がある。

〔頼昭僧正〕
注進申

御家門領内為御祈禱料所代々知行地事

一、近江国垣見庄当知行半済九石余
一、同国柿御苑内和南寺別当職依用水違乱当知行二十石許
一、摂津国樟橋本御位田当知行半済分三石余
一、山城国巨倉殿号四町田長日地蔵供養料所、
当知行半済分五石許、
四、土名不定
一、同別納号左衛督田成実院、山寺、
此兩三年依守護違乱不知行

以上、

此外宇治内諸堂供僧職等有之、

(10) この文書の筆者と思われる理覚院頼昭は至徳二年に僧正になり、応永十二年に没している。この文書はまさに本相論問に出されたものと考えてよからう(『大日本史料 第七編之七』応永十二年十月十七日条に卒伝あり)。和南寺の供僧職が近衛家の知行とされていることがわかる。また「用水違乱」によって年貢が減少していることも記されている。

(10) 野村はこの時点ですでに市原庄内とされ、それを強調するためであろう、近世

には市原の「野」村で「市原野村」と称するようになる。

(11) 満高の「満」は義満の偏諱を受けており、また幼少時は義満の寵童であったとの説もある（白井進「足利義満」吉川弘文館、一九六〇年）。

(12) この部分は、それまでの筆跡と比較すると、西明房の筆ではないように見える。別人が補筆したもののか。

(13) なお、『天日本史料 第七編之二十二』では本史料を引用し、「延暦寺衆徒、近江市原郷民ト用水ノコトニツキテ相論シ、日吉社神輿ヲ振り、根本中堂ニ閉籠シテ、幕府ニ強訴ス」という綱文を立てるが、これは「山上」を「さんじょう」と読んだための誤解である。同七之二十、応永二十一年閏七月二十二日条に「延暦寺衆徒等、嗽訴ス」という綱文があり、この、やはり「満済准后日記」から引く「山門訴訟事書、以良寿僧正進上云々、条目五十六ヶ条也」という一文から考えると、山上・市原の相論は、五十六ヶ条の案件の内一つに過ぎなかったと見るべきであろう。応永二十二年段階でも、本相論に叡山の山徒が関わっていたのである。

(14) 「室町幕府管領奉書案」（山上共有文書）

山門領近江国山上郷与金剛寺領同国市原庄用水相論事、為山門沙汰乍申請折中之御教書、至于去年廿余年一円令進退出、金剛寺差申之間、遂湯起請札明処、市原庄百姓手過失眼前也、雖然山上郷百姓之手亦其色替之上者、以用水参分付山上村山上郷、以参分付市原庄、相互不可有異論之旨、可被相触由所被仰下也、仍執達如件、

永享八年六月廿一日 細川 右京大夫

佐々木大膳大夫入道殿

奉者は時の管領細川持之、充先は六角満高の息満綱である。冒頭に「山門領」とあるが、柿御園自体は戦国期まで近衛家領であった徴証があるので、この相論の際は山門が主体となったことであろう。本文で述べている通り、「山門の沙汰として」当初より一貫して相論には携わっていた（山門への寄沙汰）。本文書によれば、至徳元年以降二十年余りは市原庄が用水を支配していたこととなるが、金剛寺（市原庄側）からの申し分であり、応永年間に何度も幕府文書が出されていることから鑑みれば（第五章参照）、紛争は継続していたと考えられるべきであろう。湯起請の結果、市原庄の取り分が、当初の折中（二分の一）から三分の一に後退しているのは、義満の後ろ盾がなくなったことが影響したのだろうか。

(15) ただし、戦国時代に至るまで、柿御園が近衛家領庄園として維持されたことは、細々ながら年貢が納められていたことから確認出来る（『後法興院関白日記』「雑事要録」）。近世の当該地域の用水相論については、差しあたり註（一）『永源寺町史 通史編』参照。ただし近世史料については未調査なので、今後判明する事実

も多いと考える。

(16) 『近江輿地志略』。

(17) 「上野林北腰」とは現在「上野山」と呼ばれている丘の北側という意味であろう。上野山の呼称については、滋賀県東近江市市原野在住西村和恭氏のご教示による。

(18) 中川泉三著、一九二二年。

(19) 滋賀県立図書館HP「近江デジタル歴史街道」。

(20) 地図ウに見えるように、堀越井（ホリコシユ）は現用の用水であり、現代においても市原野地域の重要な水源であるという（前註（17）西村氏談）。

(21) 使節遵行については、外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』（同成社中世叢書、二〇一五年）が詳しい。

(22) ただし、第三次相論の際の両使は「遵行使」だった可能性もある。

(23) 石井良助『新版中世武家不動産訴訟法の研究』（高志書院、二〇一八年、初版一九三八年）、山本弘『鎌倉期の堺相論実検使に関する予備的考察』（『法政研究』八一（三）、二〇一四年）等。

(24) 『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』（思文閣出版、二〇一二年）第六章。

(25) 宝月圭吾『中世灌漑史の研究』（吉川弘文館再刊、一九八三年、初版一九四三年）、向日市文化資料館『特別展桂川用水と西岡の村々』（一九九七年）、長谷川裕子『戦国期の地域権力と惣国一揆』（岩田書院、二〇一六年）。

(26) 鎌倉時代の用水相論については、前註（23）石井著書・同（25）宝月著書参照。宝月著書において、紀伊国名手庄の鎌倉時代～室町時代にわたる事例が紹介されているが、南北朝期についての記述は薄い。

附編・柿御園山上郷用水沙汰記録

【凡例】

一、漢字の字体は、原則として常用字体を用い、異体字は常用字体に改めた。なお、一部の変体仮名について、片仮名を以て代用した場合がある。

一、本文には、読点（、）および並列点（・）を適宜加えた。

一、欠損・不読文字は、字数を推算して□で示した。

一、原本の文字に置き換えるべきものには「（一）」、参考または説明のためのものには「（一）」を以て傍注を施した。

一、丁数及び表・裏は、それぞれ丁替りの最初の行の下に「（1オ）」「（1ウ）」のように示した。

柿御園山上郷用水沙汰記録（永徳一始之、
壬戌）

（1オ）

御園三ヶ郷堺并山上郷用水、多年以守護權威・當時

禅僧權勢、市原村土民等及押領之間、或経 上裁、或对守護

連年依致訴詔、雖被成下 綸旨・奉書并守護等施行、

猶以不及承引、弥令倍增之間、山上郷百姓等（遂年令窮^{〔註〕}）

堀、不堪愁訴、縦雖為一段、如元取用水、可達多年之

本望之旨、朝夕念願之間、于時就被補預所職、申談本所

奉行左京權大夫 行冬、先整目安、申成本所御安堵

勅裁了、

近衛前（近衛）関白家雜掌申

（1ウ）

欲被停止市原村土民等非分押領、如元全御園三ヶ郷堺并

山上郷用水知行事、

右、市原村土民等、恣以守護權威、打入柿御園三ヶ郷堺、落取山上郷

用水之間、就無尽期、連々依及訴詔、雖被成下 綸旨・御教書

并守護之施行等、（案文
備右）守護方引汲敵方之間、不及成敗、徒

送旬月條、難堪之次第也、所詮被止彼等非分押妨、如元本所

御知行可被全之旨、被成下御安堵 勅裁者、弥仰善政、増為奉

耀被謂御下知、粗目安之状如件、

永徳元年十二月

于時守護佐々木四郎兵衛尉高詮状、正文在之、折紙也、
市原地下人与山上熊原百姓等境相論事、兩方不可

（2オ）

背先例之旨、可捧起請文由、其沙汰最中也、而市原

地下族不憚先度狼藉、或乱入山上領袖、或於路次

成往反煩（云々）、為事实者、其咎不輕、所詮於堺事者

可被任旧規之段、被仰金剛寺畢、定可令下知市原

百姓給歟、若猶越往古堺、致非儀者、且召進袖人等、

且可注申子細之状如件、

応安七年四月七日

判

伊庭六郎殿

于時神崎郡伊庭六郎左衛門尉状、正文在之、折紙也、
近衛前関白家政所申、柿御園内山上郷事、御奉書

（2ウ）

并御書下如此、任被仰下之旨、市原庄地下人等止押領、

可全所務之状如件、

永和三年二月三日

判

神崎郡代

引付奉書、正文付守護所、仍校正云々、校正了、
近衛前関白家政所申、近江国柿御園内山上郷事、

訴状如此、子細見状、市原庄地下人等打入当郷、恣押領（云々）、

（3オ）

太無謂、早止其妨、可被全所務之状、依仰執達如件、

永和二年十二月十四日 (山名美理)
修理権大夫判
佐々木四郎兵衛尉殿

(実後) 近江国柿御園内山上郷市原村土民等濫妨事、
(西園寺殿御施行 正文在之)
(義松) 資康朝臣奉書 (副具) 如此、子細見状候歟、仍執達如件、

永和二
十二月八日 判
今將軍家御事也、
鎌倉宰相中将殿 (足利義満) (3ウ)

(繪旨 正文在之) 近江国柿御園内山上郷市原村土民等濫妨事、
近衛前関白消息 (副具) 如此、子細見状候歟、可尋沙汰
由可被仰遣武家之旨、

天氣所候也、以此旨可令申入給、仍言上如件、資康恐惶
頓首謹言、
永和二
十二月七日 右大弁 資康 (4才)

進上 民部大輔殿

具書五通統之、以本所御書御申之、仍御安堵 勅裁被成下
也、中御門宰相殿 (宣方) 奏、申沙汰 (云々)、

(令度御安堵 勅裁 正文在之) 近江国柿御園内山上郷堺并用水市原庄土民等
違乱事、奏聞之処、事实者大不可然、

嚴密致沙汰、可全所務之由、可有御下知之旨、
天氣所候也、以此旨可令申入近衛前関白殿給、仍
執達如件、
永和二
二月廿九日 右少弁 (諸間寺) 家房 (4ウ)

謹上 藏人左少弁殿 (安房院知輔)

仍以繪旨并本家・領家御施行等、如元可全知行之旨、呼 (5才)

上大町并常陸房申談之、永徳二年四月中加下知了、
隨而市原聞之、諸方相語人勢及敵対之企之間、(三毛) 当方
三郷沙汰人百姓相共加合力、為山上郷地下人沙汰、相語有縁
人々、四月廿四日兩方立合武者 (云々)、但廿四日以外為降雨
間、不及用水取、同廿五日任御下知之旨、彼用水如元山上郷へ
執之畢、当方人勢千騎計 (云々)、市原郷四五百騎在之 (云々)、
依為無勢不致支合戰 (云々)、仍如所存取之了、

同廿六日、当方諸勢等面々帰而後、市原土民等得折、即
彼用水又 (深也) 取之間、山上郷地人并布施兄弟三四人出合、
終日致合戦了、当方以外依為無勢、合戦打負、布施 (5ウ)

四郎負深手死去畢、彼兄弟共其外地下者共
少々手負了、昨日和南下人馬引テ只一人婦

和南へ之処、石塔寺々僧池田讚岐房 (号金藏房)、市原語勢
ニテアリケルカ、見合彼下人即令殺害、奪取馬鞍等 (云々)、
仍可課当之由、和南再三雖申之、大事前少事、如此

事中々不可懸目、可打捨之由相宥之、加制禁畢、
其後連々及合戦、每度当方打勝、如元用水取之了、
然之間、自金剛寺或申入 (云々)、(感) 訴守護及無窮之沙汰 (6才)

間、自当方山門事書・寺家并貫首御奉以テ、企
烈參、申入先管領了、又自社家方任例上衆六人
目安裏封仕、使者以備後守申入管領 (斯波義隆) 云々、仍可被経

御沙汰之上者、被定奉行人、訴状・目安等可被下于奉行人 (云々)、
其後催促申入候之処、被定奉行門真左衛門尉之上者、就
奉行方可有催促之由、及御返答、

以二条二郎知人、門真内小奉行椎名云物 (二) 先対面了、

一獻分一結隨身之、其後門真以椎名引導對面
了、一獻分五結遣之了、於門真許酒有之、

自其以後大略夏中令在京催促之、椎名意見云、當時

事者只依料足事ナレハ、出料足門真可相誘之由申之間、

地下へ申談之、於井上讚岐許、以地下借書二十貫

文借之、六月十八日山上郷常陸并兵衛二郎^{ニテ}出京へ

畢、此内十五貫文ハ門真与之、三貫文椎名与之、

一貫文出羽入道与之、細々奉行方可催促之由加下知了、

一貫文使者上下糧物等下行了、門真^ニ御教書及

申沙汰者、惣而卅貫文可与之、先其内十五貫文遣之由

也、可申沙汰之旨、領状之了、

其後自金剛寺、山上郷^{ヨリ}狼藉之由掠申之、彼可止

狼藉之由、申成御教書於守護方、又下取用水、剩打

留山上百姓等通路、成其煩之間、申扱子細、申成御教書了、

正文守護所在、仍案文小奉行椎名自筆書之、送算方、
近衛前関白家雜掌申、近江国山上郷用水事、申状

如此、子細見状、件在所為金剛寺領市原内之由、就

令申、先雖令施行、於裁断者、札明最中也、爰依

用水之確執、及通路之狼藉、剩打擲刃傷御園

山上郷土民、奪取所持物等^{云々}、事实者招罪科敷、

不日於所持物者沙汰返之、至狼藉之段者、嚴密相

鎮之、彼是可被申左右之状、依仰執達如件、

永徳二年七月廿三日 (斯波義將) 左衛門佐^{御判}

(六角満高) 佐々木四郎殿

如此雖被成下御教書、守護尚以令最原市原、仰付惣政所、

郡使等下取用水之間、連々事子細自本所^(足利義滿)毛室町殿

(6ウ)

申旨^{在之}、

自室町殿本所へ御返事、室町殿下へ將軍家御事也、
一昨日不顧左道、事更令進之候処、如此示給候、為悦候、

抑御園用水守護乱吹事、委細承候了、驚存候、

嚴密可仰付奉行候、其間事、申含^{丹波}兼康朝臣候、

心事期拜謁候、恐惶謹言、

永和二 八月三日 義滿

其後奉行方連々催促之間、是以外大事沙汰、兩方共以御

強敵御事、楚忽不可有是非、可被立檢知之使節、便宜之

有知音者、使節可望申之由申之、当方之返答、知音無之、只

為公方御計、可被定兩使之旨、每度被返答了、

仍矢嶋新^(祖考)衛門尉入道并市大郎^(満明)右衛門尉、為兩使可有

下向之由、同年十二月廿一日被成下御教書畢、

被下兩使御教書案 江州金剛寺領市原庄雜掌与近衛前関白家領

山上郷雜掌相論用水事、矢嶋新^{衛門}入道相共莅

彼所、可注進在所、將又寄事於右、雖為寺家、雖為本所

致狼藉者、為有其咎、以起請之詞可被注申之状、依仰執達

如件、

永徳二年十二月廿一日 左衛門佐^{在判}

市大郎左衛門尉殿 被下矢嶋御教書、文章同前、

此兩使へ御教書、金剛寺僧請取之、永徳三年正月廿三日、

就兩使^{云々}、仍兩使二月三日可檢知之由申之間、二月二日

俄下郷^{マテ}下向了、矢嶋代官折節八日市庭在之間、左五日^三

(8才)

(8ウ)

(9才)

罷向、事之子細申之了、市代官越ハ早々可檢知云々、然之処、市代官内山四郎左衛門入道、三日付金剛寺云々、結句

四日矢嶋令代官呼金剛寺モテナス云々、

同五日矢嶋代官浅田房市代官令同道、金剛寺僧相共ニ

来井口、出合両方沙汰人百姓等、事子細面々如所存申之云々、

当方云口左衛門尉信清并性音可申之由、加下知了、於

方楽堂相待之畢、両使代招請之、於大町許飯酒与之、

事子細申之了、又兩人共行市原留了、

同六日、於八日市庭絵図等渡両使了、両使代ニ各用途

二貫文充・極一ツ、送之、下人共中へ用途五百文ツ、与之了、

隨而直京都へ上洛了、注進事、両使方へ催促畢、

両使代於市庭飯尾宿、注進事大方談合云々、金剛寺

僧在之云々、

両使注進、定可有表裏歟之間、任実正被見及分有マ、ニ有

注進者、十貫文ツ、可有沙汰之由、市方へハ本所御侍以豊後守

申之、矢嶋方へ加治入道ニテ申之了、先且々矢嶋方へ

五貫文遣之、市方へ五貫文遣之、并豊後所縁申次之

尼公一貫文与之了、

本編注進案文
江州山上郷近衛前関白家御領与金剛寺領市原庄

相論用水事、去十二月廿四日御教書、正月廿三日到来、謹以

拝見仕候了、

抑任被仰下之旨、市大郎左衛門尉相共莅彼所、加檢知之処、如

金剛寺雜掌申者、彼用水多年市原庄自専之間、非可

改新義之由称之、将又本所雜掌如申者、無故以押領儀

立申多年知行之支証之条、曾以不可足信用之由申之、

所詮本所雜掌、就彼用水在所事、度々 繪旨・御教書

(9ウ)

等案文并絵図捧之、散申候、仍一通進覽之、同寺家

証狀執進之候、又於井口者為山上郷之内由、古老百姓等申之候、

此条可為何様候哉、若偽申候者、可蒙罷八幡御罰候、以此旨

可有御披露候、恐惶謹言、

永徳三年二月十五日

沙弥祖孝 請文
裏判

(10ウ)

市注進伏案文
江州金剛寺領市原庄与近衛前関白家御領山上郷

相論用水事、去年十二月廿一日御教書正月廿三日到来、

謹拝見仕候了、

抑被仰下之旨、矢嶋新さ衛門入道相共莅彼所、令檢知之処、

用水在所者両所之堺之間、召出両方古老之仁等、相尋之

処、於彼用水者、市原庄多年自専之条無其隱之由、

申之候、将又本所雜掌如申者、以押領之儀立申多年

知行之支証之条、不可足御信用之由申之、両方捧証狀并

絵図之間、令進覽之候、仍雖為寺領并山上郷百姓等、向後於

致狼藉者、可被処罪科之旨、同相触了、此条若偽申候者、

可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

永徳三年二月五日

左衛門尉満明 請文
裏判

(11ウ)

両使注進二月十五日歟、奉行人許へ付之云々、矢嶋方注進ハ

大方サノミ無表裏歟之間、約束分残五結遣之了、市方

於事有表裏、注進又不正路之間、残分不及遣之、

如此之間、何トシテモ奉行可依披露之由、椎名申之、重可相

誘之由申之間、不及力又一猷分三結遣之了、約束分残モ

八貫文遣之了、

其後又自金剛寺相語両使、如所存取注進之由、奉行

辺内々就有沙汰、矢嶋方へ相尋之処、返状有之、

(11ウ)

一昨日預御札候之処、折節計会事候之間、則不申御返事

候、恐入候、抑山上注進事、本所御理運之由、檢知之代官

申候へく候、其上於近隣尋承之処、金剛寺知行者、多

年之段勿論候、然而市原庄押領山上用水之由、申沙汰之

間、御理運之由、先日令注進申候了、其後彼注進之義、

金剛寺方及難義候とて、或付国師御書、或南禅寺

長老并金剛寺長老御同道候て、上意も先立注進

不可然之由、及御沙汰候、急速可直進注進候之由、被仰候之間、不

慮所存之外注進を書進候き、但以前注進可為実正

之由、奉行人門真方へ以代官委細申候了、本所御代官

此趣可有御催促候之由可被仰候、此事八幡も照覽

候へ、於身無疎略候、委細以面可申候、恐々謹言、

永徳三
三月十四日 祖孝判

加治殿

如此注進、偏々令迷惑也、但此状正文見奉行人、出此状之上者、

敵方へ何卜雖出注進、不可依其候哉、其上彼後注進于今

不付奉行之由返答之、其後大杉入道一貫文与之細々

奉行辺可催促之由申之了、

仍両方連日及合戦、互水ヲ落取之間、守護成書下於

惣政所、警固用水云々、

守護書下
金剛寺領市原庄用水事、自被成当所於寺領以後之

例、堅彼在所可立置用水、若猶致狼藉、寄来当所

者、任法可加対治也、仍状如件、

二月九日

判

目賀田彈正忠殿

以此書下、惣政所仰付郡使、取用水、居警固、退郡使之後

市原輩彼井口構城郭、籠居人勢了、仍用水於

山上方へ取事、不叶之間、相語人勢可下城之由、加下知了、

惣而此事非一度二度、大略一年中及合戦之間、便宜

者ヲモ相語之、可警固、然者潤色可給之由、自地下再三

申之間、用水一円付令満作、三十石充三ヶ年可出之由、去年

出状候了、又付堺者、於南山口者可守警固人之由、同加下知了、

然之間、如形相語便宜之輩、六月十八日、押寄彼井口之

城、致合戦之処、朝合戦打負、手負少々出来之間、先

引退了、雖然非可打捨之程、同日昼程重而押寄

及合戦、彼本人芝原十郎并藤谷三濃房以下

打之、追落城郭畢、石塔寺々僧伊与房号梅本房、

生取之了、後日追放了、

其後又重守護構要害、居置重地下人、警固之間、事之子細

就申入公方、重而被成下御教書、

御教書案文 正文守護所任之、
近衛前関白家領江州山上郷雜掌申、金剛寺領

市原庄地下人等構要害、於山上郷致狼藉由事、

事実者太不可然、於用水相論者、沙汰最中也、早

荏彼所、為本所領之内者、且嚴密破却之、且相鎮

当時狼藉、以起請之詞、可被注申之旨、依仰執達如件、

永徳三年八月十五日

左衛門佐判

佐々木四郎殿

被成下此御教書之後、破要害、退警固了、

雖為如此裁許、及遅々間、可如何之由椎名談合之間、トテモ

出懸タル物ナレハ、一向ニ約束分残ヲ出アクルヘキヨシ申之間、又

(12ウ)

(13ウ)

(14才)

不及力、殘分七貫文遣之、以上是マテ約束分卅貫文
門真方へ与之了、此時又椎名一結与之、

雖然終以是非無落居、結句椎名の中へ下向、門真、每度

同篇及返答之間、令退堀、十二月（同下同）罷向門真許、乞返具書 (14ウ)

等、以余人可申入由申捨候了、其後經兩三日、今明日間、可被

行御沙汰之上者、必可申沙汰、然者具書等如元可預置之由申之、

椎名子息五郎男ニテ申之間、又具書等遣之了、

雖及連々合戰、每度当方打勝之間、其上用水道山上郷へ

有通之間、大略用水、山上へ付了、彼市原井口ヨリ水難落

間、当年夏大水之時、故川レツケツ所へ水ヲ掘付之間、

弥水落当方畢、

同永徳四年 改元至徳元年 (15才)

自春始及合戰、然之間守護以郡使、此間如押領、立取用水於

市原、向後山上郷土民不可相綺之由相觸之間、自本所為御

下知之上者、何ケ度如元山上郷へ可立取之由、及返答之間、郡使

和南寺少家一焼云々、但自放火歟、

仍就申入子細、即被成下 御書并御教書畢、

率可殿御返事 本所へ
柿園用水事、委細承候了、相尋奉行、急速可令

成敗候、心事期拜謁次候也、恐惶謹言、

二月廿五日 義滿

御教書 正文守護所在之、
近衛前関白家領、江州山上郷と同国金剛寺領

市原庄用水相論事、糺決最中之処、大門次郎

并市原土民等於山上郷落用水、剩放火和南村云々、 (15ウ)

太不可然、所詮糺明実否、事实者、先可立用水

於本在所、至狼藉者、以起請之詞可被注申之状、

依仰執達如件、

至徳元年三月廿五日 左衛門佐判

佐々木四郎殿

雖然守護尚以令鼯肩市原、成書下於惣政所、可警固之由加

下知云々、 (16才)

守護折紙 成惣政所云々、
金剛寺領市原用水事、山上郷地下人等狼藉絶常篇

間、雖加嚴密之下知、更不能施行、每度以同篇閣之条、

上裁及往々沙汰云々、仍以事書重所被仰也、不日可遂

其節、若猶令如在者、可召放分郡之状如件、

至徳元年五月四日 判

目賀田彈正忠殿

如此雖成下知候、三井・蒲生一類、日野牧狼藉為警固、越

蒲生不及其沙汰云々、其後尚以自寺家訴之、可警固之由

及下知之間、脇入道宗義令上洛、於守護所申達事之子細

云々、及公方之御下知上裁最中、守護シテ私警固

付市原者、且似中間狼藉、為守護為寺家不可然哉由

申之云々、其後ハ不及是非云々、

本所并寺家互出訴訟、兩方連々伺申 上裁也、

爰元奉行門真左衛門尉五月九日也死去了、椎名去年他界、

至于料足雖為受用之、于今不及一途申沙汰、如此存私

輩者、三宝加護モ無之歟、且冥勘似不恐歟云々、市

又以無程ニ寺家令鼯肩、及無窮之注進等、是去年同前他界了、 (16ウ)

申本所之地下得時歎、開運歎、為本所不忠之族、皆以如此、
只併憑冥照覽、致累年理訴矣、
仍新奉行雅樂民部左衛門尉後任備中守、被付之、可有
(三須季信)
(17才)

御沙汰之由、被仰出之、此内小奉行三井兵庫云者令会尺、
細々申之了、雅樂対面一献分三結遣之、
遣之、一結

奉行兩方訴訟之趣、令披露之處、去年使節及無窮之

注進、如兩方申之請文出二通云々、難足信用之上者、撰

器用、今一度可被立檢知御使之由、及御沙汰云々、

隨而奉行使節名字書立載五人、以折紙及披露云々、其内

被撰賢者、四條西洞院治部大郎左衛門入道・五条高倉

布施民部左衛門尉、被差兩人、室町殿御自爪点折紙云々、

是兩人共以奉行人也、

申談岡田、以太平縁被引付般若房、治部入道対面、少会尺等

可沙汰之由雖申之、堅以誓文故障之間、不及遣之、

同令談合岡田、以山名三津縁申飯尾、布施対面、是会尺

事、同前申之間、不及遣之、

兩使共二自公方給糧物、自兩方雖為少事、取料足之由、

被及聞食者、可有御罪科之由、及御下知云々、任実正可注進之旨、

御下知云々、

仍同六月廿日并廿二日間、治部・布施相共可付八日市庭之由

申之間、廿日閣万事下郷へ令下向、居七郎兵衛許、

兩使下向及遅々間、廿二日登山上郷了、同日廿四日、又下殿村了、

廿四日、自京都古絵図一并野村堺打渡使節狀到來、以委細
(18才)

走了、

曾我八郎打渡候、正文在之、
近衛前関白家雜掌申、近江国柿御園中郷内野村

并堺事、將軍家御教書案并御施行謹下給候了、

抑任被仰下之旨、莅彼所、退佐々木千手代、打渡
堺、沙汰居雜掌於野村畢、以此旨可有御披露候、
恐惶謹言、
(六角氏類)

建武三年十一月廿七日 平基繼(曾我)
裏判
進上 御奉行所

兩使廿四日下着八日市庭、及晚之間、不罷向、
(18ウ)

廿五日早朝、左衛門尉信清令同道、向兩使所古絵図等見之、

事子細申之了、先今日召寄兩方百姓等、可相尋事

子細云々、仍性音等出之、申子細畢、

廿六日兩方調起請文等、当參共物、即於兩使前加

起請判形了、

山上郷起請右狀、德而三ヶ郷者書之、
右起請文元者、柿御園与市原相論堺并用水之事、於山上郷

并中郷之堺者、自本所被出如古絵図候、市原之北、山上郷之

南堺者、限古夷大路候、申古夷大路候者、自破塚通于東、

通上野林北腰・上津畑在家中花尾山路候、市原之西中郷之

東堺者、限僧子別当屋敷候、中郷之南堺者、通于渡山之峯、

西堺者、下瓜生津之東端古夷大路候、所指申堺之内者、自往古

為御園領之段、無其隱候、雖然以權威自市原打入堺於御園

領被押領候、隨而山林・田畠・用水等被押取之候、田地者自

上津畑之中路北之田地、和南青木下、山上郷焼杉下之田畠并

中郷之内大澤・瓜生津・野村・菖蒲池等被押領候、於堀越・和南

河用水者、為山上領之内之間、立井野田井為耕作山上郷上腰之

田地之處、自市原恣立新溝、被押領用水之段、無其隱候、若云々、

(19ウ)

榎本房、奥入道、大町、奥又二郎、和南
光海 円信 範宗 実泰 秀実

賢海^{上野} 朝泰^{山田} 道妙^{和南} 弥大郎^{和南}
 道円^{方案} 新介^{山上} 常陸^{山上} 源内入道^{山上} 俊士^{山上}
 順生^{山上} 惣内^{熊原} 性音^{熊原} 右近入道^{熊原} 中介^{和南}
 庄司^{和南} 盛重^{中郷公文} 真観^{中郷} 凶師^{中郷} 妙願^{中郷}
 貞阿彌^{下郷} 信清^{下郷彦三郎} 為吉^{下郷七郎兵衛尉} 性観^{神田} 凶師^{下郷}

以上卅人、此内廿九人加判形、

市原者共書右状
右起請文元者、市原与柿御園相論堺并用水事、曾以不背 (20才)

往古之堺候、於堺者所出申如絵図候、山上郷并中郷与市原之境者、自一本杉、直通和南寺・方土・瀬戸候、限伊勢山峯、次於夷大路者、自八日市至横井一本杉・角笠之人宿候、以是号夷大路候、随而
 至山林・田畠・用水・堺者、雖為一滴段歩、無他領於押領之儀候、所指申於堺之内者、自往古至于今為市原領之内知行之段、無井・洲河之用水者、自往古至于今為市原領之内知行之段、無其隱候、若背此條々偽申候者、上件所奉勸請罷蒙仏神
 三宝之御罰於連署衆、永失二世之悉地、成白癩黒癩、一期生来、可罷成五躰不具之身候、仍為後日起請文之状如件、

至徳元年六月廿六日

圖師教知 圖師不判形 圖師孫 圖師コ
 忠四郎入道 大進房 卿房 弥五郎 彦四郎兵衛尉(20ウ)
 吉内 藤三 馬入道 右衛門次郎 伊与房不判形、
 宮内入道 介大郎 彦五郎 左近大郎 右衛門次郎入道
 源内入道 蓮法 宮内 道願 教願
 宮内 右近 左近 願誓 藤五
 左近入道 兵衛入道 左衛門尉 右近 道覚
 以上卅人、此内廿七人加判形、

同廿七日早旦、兩使令同道、堺檢知、先我所申堺可被檢知之由 (21才)

兩方相論之間、取鬪之處、御園取勝了、仍先御園所申堺被檢知了、渡山峯へ通り、僧子別当屋敷可通之由申之處、為路難所之間、通古夷大路、蜂木南、上野鼻林北腰道引通、上津畑在家中見申之畢、其後井口ヨリスコシ北二壇一在之、於之兩使令檢知、兩方百姓等各起請ラ二枚充書之、即於当座一枚焼之、入而堺土兩方共飲之畢、種等用意之間、兩使再三可勸之由雖申之、堅故障之間、面々受用之了、又所申市原堺可檢知云々、自当方モ不書

起請者一兩人出之、市原所申堺ヲ可見之由使節被申之間、山上郷内和南者一人出之同道^{サス}、市原ヨリ所申堺僧^ラ為先引之、和南・方土・瀬戸^{マテ}道一^モ無之、藤原へ引之間、
 兩使腹立シテ野道へ上テ下了、其後角笠人宿
 辺へ引ケル間、其ハ打寄見不見^{マテ}直下八日市庭
 了、即御園沙汰人等令同道、八日市庭東道場へ
 行了、聽先兩使方へ、今日御心勞之由其礼申候了、絵図
 等案文写可渡之由、使節被申候之間、調之渡了、其後
 無謂ヒ、ウヲ失ト指申之由兩使被語之間、自当方案々々
 市原起請失等事、委細指申之畢、
 同廿八日兩使上洛、仍有例下人粮物等事、可沙汰之由雖
 申之、堅故障之間不及沙汰、即令上洛、其日付坂本了、
 同廿九日、出京了、兩使方へ音信了、
 注進状捧奉行方云々、

(22才)

兩使注進状案 正文被留 公方之間 此案文ニ奉行備中守書録被封裏了、
 近衛前関白家領近江国山上郷与同国金剛寺領市原
 庄用水相論事、召出兩方地下人等相尋之處、如市
 原庄百姓等申者、彼在所多年為当庄内之条、門真
 左衛門尉加判絵図無相違之、如山上郷百姓等申者、云用水、

云在所、以当郷内近年寺家押領^{云々}、仍兩方百姓等指境、各所捧起請文也、謹進上之、次於隣郷土民等者、度々合戦之時相加兩方了、難被立証人之由互申之間、雖令檢知之、分明難決候、然而所見及之地形、相似本所雜掌出帶古絵図候、若此條偽申候者、各可罷蒙、八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

(22ウ)

至徳元年六月廿九日 治部太郎左衛門入道 沙弥禅濠上 裏判

布施民部左衛門尉 散位基連上 裏判

注進到来奉行方之由申之間、急速可被申沙汰之由申之、古絵図等渡奉行方畢、

(23オ)

雖然八幡神輿就御帰座事、御沙汰延引畢、

同八月六日、俄被行御沙汰、只此山上郷用水事許披露之、

仍被召兩使於室町殿御前へ、事様被尋聞食畢、

其時奉行当方古絵図ヲ懸御目、即檢知之様兩使ニ

有御尋之処、不違古絵図之由申之^{云々}、隨而本所御理運之由

室町殿有仰之^{云々}、雖然寺家又一円無足^モ乍僻不便之上

者、以別儀可折中之由御沙汰治定畢、仍又被成兩使へ

御教書畢、

(23ウ)

用水折中御教書 正文ハ兩使方在之、仍此案文ニ奉行備中守書路封裏畢、

近衛前関白家領近江国山上郷与同国金剛寺領

市原庄用水相論事、就請文其沙汰訖、所詮

所折中也、早治部太郎左衛門入道相共、彼用水半分可被分付本所方之状、依仰執達如件、

至徳元年八月六日 左衛門佐 御判

布施民部大夫殿

被下治部太郎左衛門入道 御教書文章同前、

(24オ)

御沙汰既落居之間、奉行方へ約束分拾結遣之、又小奉行三井三貫与之了、其後又注進御教書并絵図等裏封之時令会尺畢、

兩使方へ為後訴可会尺之由料足遣之処、治部尚以不請取之、布施方へ五結遣之、是即請取之畢、

其後、有而下向、可被懸分木之由、連々令申候之処、重下向為難治、於京都令兩方和穆者、其分可加下知之由雖被申之、沙汰ニ負^{タル}腹立シ、金剛寺僧更不及出頭、

然者縱雖不下向、御沙汰落居之上者、於地下令和穆、可懸分木等之由、使節被申候之間、其後在郷中市原以

凶師忠四郎入道甥角笠武蔵房、連々市原へ令問答、

(24ウ)

武州扶 今月一日いちわらへまかりこゑて、ふんきの事申て候へハ、

くはうの御さたハ、なにとも候へ、いちわらニハ、はん水ハ、うけ

とり申ましきよし申候、かさねて昨日御ふミあつ

かり候程ニ、やかてまかりこゑて、くはう御けちのしたにて

候へハ、山上郷ニハ、ふんきをかけて、ようすいおは^んふんニ

へきよし、おほせ候ふんくれく申て候へハ、こんかうしよりも

はんすいの事ハ、かなうましきよし申され候、いちわら

もふつとはんすいハ、うけとり申ましきよし

申候、おさへてふんきおかけられ候ハ、ゆみやおとり申候

へきよし申候、いちわらの事ハ、せひもなきやうに

申候、なに事もまいり候て、くわしく申入候へく候、

あなかしく、
(25オ)

至徳元 十一月八日

良全判

西明房御房

市原返事雖為如此、公方御沙汰落居之間、同九日登井口和南山、松一本切之、誘分木、即市原井口スコシ上レツケツ所上程ニ懸分木畢、同日六打程、自市原寄來、即切捨分木、不可用之由立使者於和南云々、後日出京之時、此子細載目安、申奉行畢、

(空白)

同至德二年、自旧冬至春マテハ、彼用水事不申是非之間、

大略及滿作之処、四月廿八日、又自市原寄來、切落中溝等、及種々

濫惡云々、其後至于五月十日比、大略毎月合戰、成耕作煩候之間、

居置中溝并堀越警固云々、其後寄來事聊靜謐云々、

惣而中下郷者山へ入、皆々追留、鎌・鞍等奪取之、山上郷へ塞カ

通路、種々及乱惡余過法之間、中下郷者共令一揆、市原者

出市留之云々、仍事子細連々訴申 公方、

重而被差兩使矢嶋、小串、先折中用水、可注進狼藉云々、

近衛前関白家領近江国山上郷与同国金剛寺領市原

庄用水相論事、先度被下兩使、糺明折中之処、市

原土民等不応裁許、切落用水、致種々狼藉之條、

事实者好而招重科敷、早小串下総守相共莅彼所、

糺明子細、載起請之詞可注進、於用水者、如折中可致

其沙汰、使節更不可有緩怠之状、依仰執達如件、

至德二年五月七日

左衛門佐 在判

(26ウ)

矢嶋左衛門入道殿

小串下総守殿 御教書文章同前、

同七月四日、下郷へ下向了、矢嶋代浅田、五日八日市庭へ越、小串代芝原、六日八日市庭へ越、仍六日兩使代令同道、左衛門尉相共上山上郷了、兩使代入和南大房了、兩使ニ飯酒等与之、

次七日節供等与了之、七日、令折中用水、可懸分木之由、兩使

市原へ令問答候之処、金剛寺僧并市原百姓等、和南前ノ野へ

出逢問答之、雖為御裁許、於半水者、堅不可用之由申切了、

彼井口塞不塞事、兩方相論之間、相共ニ可書起請之由、兩使

問答候之処、於市原者、起請堅難治之由申之、至山上郷者、即書

連起請文畢、

山上郷起請文右伏案右起請文元者、就当所与市原用水相論事、今度自去

年去々年、市原土民等恣山上郷内堀上腰之田地、立新溝之間、

訴申之処、結局号市原之一井之段、無跡形事候、次和南河

并堀越井以下用水、自市原近年及押領之間、依致

連々訴詔、去年去々年被下御使及御檢知、預折中之御

沙汰之間、山上郷用水市原押妨之條、令露顕之上者、不預一円

御下知之段、雖歎存候、御成敗之上者、謹隨御下知、任去年八月

之御裁許、同十一月九日、懸分木之処、市原土民等雖為 公方

御下知不可用之由申之、切流分木、乍塞水口、当年連日

寄來于山上郷、致種々狼藉畢、以令違背今度御使之

御遵行、且可及御影迄候、自元不応御下知之條勿論也、所詮

去年御使御檢知之後者、於彼井口者、曾以自山上郷不相繕也、

□若此条々申偽候者、罰句云々、

至德二年七月八日

(28才)

道仏判 惣内判 源内判 西願判 庄司判
俊士判 道一判 左近判 衛門判 宮内判

同八日早旦、此起請二通調之、兩使一通充進之、即兩使代帰了、
糧物二貫文充与之、中下中へ五百文充与之、以上現錢五貫
入了、此外兩三日逗留、飯酒料三四五貫文入畢、注文
別紙在之、

自八日以前大風興水至十一日降雨、仍十三日登坂本畢、
今度之儀、自矢嶋方注進狀、当方へ可渡之由申之間、同十六日
被遣之畢、

○近衛前関白家領近江国山上郷与同国金剛寺領市原庄用水
相論事、任去五月七日御教書之旨、小串下総守相共莅雖
在所、可令用水折中之由、相触兩方百姓等候之処、於山上郷者
御裁許之上者、不可有子細之由申之、至于市原庄者、折中之儀雖
為何ヶ度可歎申候之間、不可叶之由申切候之條、不及是非候、
將又切落彼井口、堀基之間事、山上郷者自市原庄基之
由申之、又市原庄者、山上郷致非儀之由申之、兩方互依
難糺明、以起請文可申之由、加下知之処、於山上郷者、捧
起請文之間、謹進覽之、至于市原庄土民者、起請文之
儀難治之由申之候、此條可為何様哉、若偽申候者、
可蒙罷 八幡御罰候、以此旨可有御披露候哉、恐惶謹言、
至德二年七月十二日 沙弥祖孝 請文 裏判

進上 御奉行所

○近江国柿御園内山上郷与同国金剛寺領市原
用水相論事、先立再往有其沙汰、被中分之
(29ウ)

処、近年市原百姓等押領云々、太無謂、早止
彼妨、如元兩方各半分可知行之由、立分木可
被沙汰付之狀、依仰執達如件、

○近江国柿御園与同国市原庄相論用水事、
訴狀如此、度々裁許之処、今年又或有中分之
儀一円押領之、或越堺剪取竹木云々、事实者
太無謂、不日停止市原庄土民等濫吹、可全御園
所務之由、所被仰下也、仍執達如件、
應永四年七月八日 沙弥 在判
佐々木備中守殿

○近江国柿御園之内山上郷与同国市原庄用水
相論之事、先度有其沙汰中分之処、市原
土民等一円落取云々、事实者太無謂、不日
止彼妨、可被全兩方半分充所務之由、
所被仰下也、仍執達如件、
應永九年十月三日 沙弥 在判
佐々木備中前司殿

○近衛殿政所申近江国柿御園内山上郷与市原
庄用水相論事、先度有其沙汰中分之条、对
守護人雖被施行、市原土民等尚以一円落取云々、
太無謂、所詮至半分者、可被沙汰付山上郷土民等之
由、所被仰下也、仍執達如件、
(31才)

応永十年五月二日
(京極高光)
佐々木民部少輔殿
沙弥在判
(徳元)

○柿御園内山上郷与市原用水事、今月十三日罷越、
任被仰下之旨、半分充可沙汰分候之由、市原土民等^二
相触之処、不可承引仕之由申、則对弓矢率^{〔巻〕}
大勢、相支之間、不能沙汰分候、可為如何様候哉、以此旨
(31ウ)

可有御披露候、恐惶謹言、

大門
五月十四日
沙弥妙蓮 在判
十橋
沙弥道恵 在判

進上 御奉行所

○江州柿御園山上郷用水事、任御教書之旨、令遵行候
処、市原地下人等相支之由、代官注進如此候、以此旨
可有御披露候、恐惶謹言、

応永十年五月十六日
京極殿
民部少輔高光 在判

進上 御奉行所

○近衛殿政所申近江国柿御園内山上郷用水事、
有其沙汰中分之処、市原庄土民等不随度々
成敗、一円押領之間、重施行畢、尚以相支^{云々}、
太招罪科歟、所詮至彼用水者、任先度施^{々々}
行之旨、半分充可被沙汰付、若猶不承引者、
任法可被致其沙汰之由所被仰下也、仍執達如件、
(32オ)

応永十年六月十四日
沙弥在判
(徳元)
佐々木民部少輔殿

〔附記〕本稿作成にあたっては、末柄豊氏から全面的なご協力を賜わり、
南北朝期室町幕府訴訟の研究史については堀川康史氏のご教示を得た。
また、現地調査の際には、滋賀県東近江市在住西村和恭氏・寺田孝史氏
のお世話になった。記して謝意を表す。なお本稿は、国立歴史民俗博
物館基盤研究「『広橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の
家蔵史料群に関する研究」(研究代表者…家永遵嗣)の研究成果の一部
である。

(東京大学史料編纂所)
(二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年七月二七日審査終了)